

# 地方分権改革に関する地方自治体等からの 提案への考え方

（近隣水道事業者との受給水に係る認可変更手続きの簡素化）

平成27年8月3日

厚生労働省健康局水道課

# 水道事業の認可制度について

- 水道事業は、国民生活にかけがえのない飲用に適する水の供給を行う公益性の高い事業。
- 水道事業者には、将来にわたり給水区域内の需要者が必要とする量の水を供給することが義務づけられている。

水道法第15条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。  
2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。(省略)

- 将来人口及び給水量の設定は事業経営の根幹をなすものであることから、水道法において認可に際し、「給水人口及び給水量の算出根拠」を事業計画に記載しなければならないと規定している。

認可の申請書類(申請書、事業計画書、工事設計書、その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。))

## 事業計画書に記載する事項

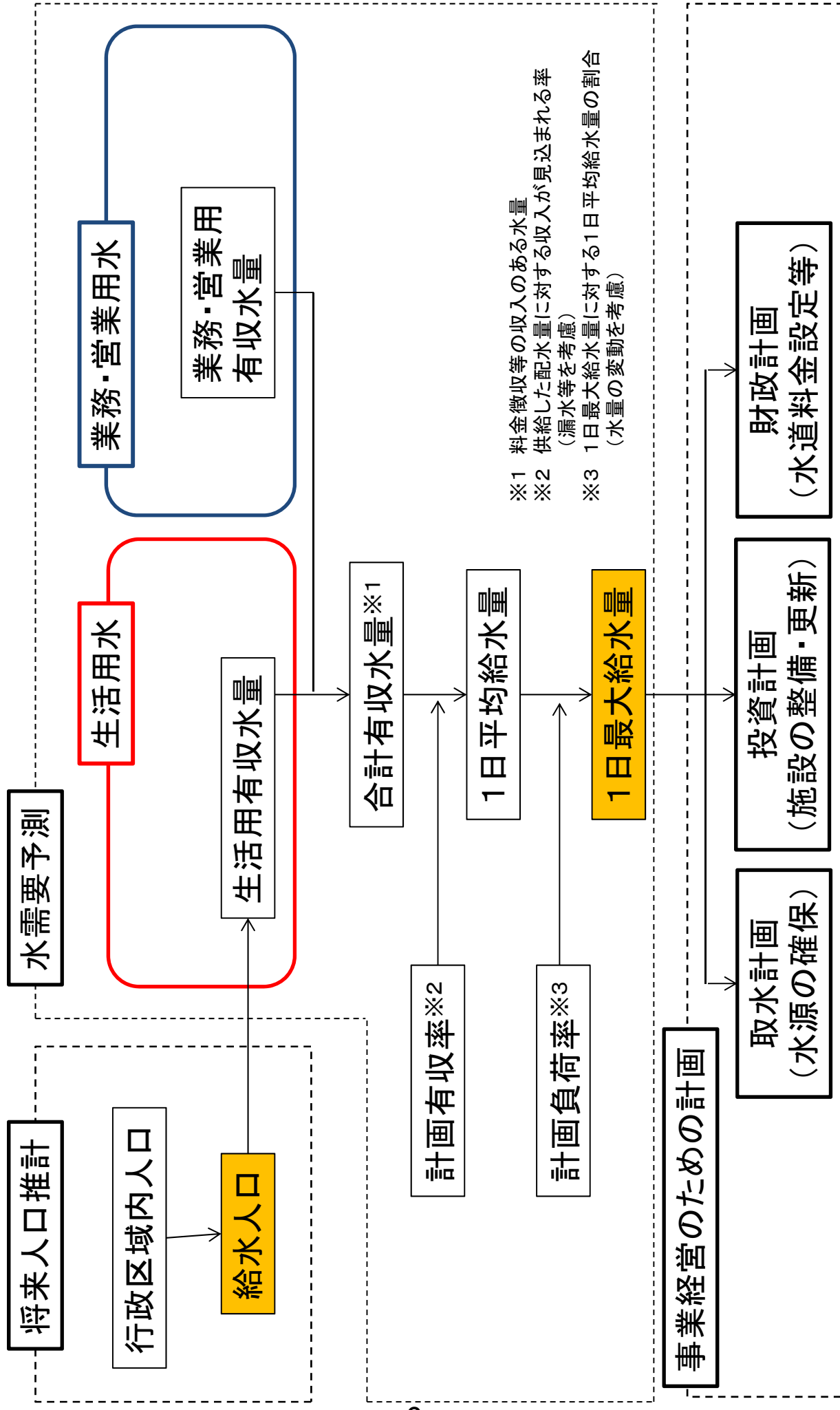
- ①給水区域、給水人口及び給水量
- ②水道施設の概要
- ③給水開始の予定年月日
- ④工事費の予定総額及びその予定財源
- ⑤給水人口及び給水量の算出根拠
- ⑥経常収支の概算
- ⑦料金、給水装置工事の費用の負担区分その他供給条件
- ⑧その他厚生労働省令で定める事項

## 提案者の提案事項

- 小規模な給水区域の変更に限り、
- a. 給水人口及び給水量の算出根拠の提出を省略する  
または
  - b. 前回の水需要予測の結果を用いることができることとする  
(小規模な給水区域の水需要予測を実施しない。)

申請書類をもとに、水道事業が確実かつ合理的であるか等を審査した上で、申請者に対して、水道事業の経営を認可。

# 将来人口推計及び水需要予測の重要性について(参考)



## 認可の基準について(参考)

### 【水道法第8条第1項】

水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

- 一 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。

水道事業は、公共の福祉、利益の増進に資する観点から、需要者の意向を勘案し、**広く不特定多数の者の日常的な需要に応じるものでなければならぬ**。この場合、水道事業は、継続的的事业であるから、相当長期にわたる**将来を見通しての需要にも対応**できるものでなければならぬ。

- 二 当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。

水道計画は確実に実施されるもので、かつ、その計画が**技術的、財政的観点等から合理的**でなければならぬ。また、計画の全般にわたり、**的確性、実現可能性、経済性等の広い観点から、その確実性と合理性を確保する必要がある**。

- 三 水道施設の工場の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。
- 四 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。
- 五 供給条件が第十四条第二項各号に掲げる要件に適合すること。
- 六 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあっては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。
- 七 その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。

上記一及び二を確認するため、給水人口及び給水量の算出根拠(将来人口推計及び水需要予測)の提出が必要

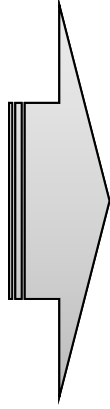
水道事業運営に大きな影響を与える変更  
⇒ 今後の水需要等を見通した事業計画等の策定が必須

### 【水道法第10条第1項】

水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ(軽微な変更等は届出)。

# 水需要予測の簡素化について

平成22年3月25日付け事務連絡により、**事業認可又は届出の手續において同種作業の重複を避ける**ため、過去に厚生労働省が確認した水需要予測を利用しても支障がない場合として、以下の**4項目全てを満足する場合は、水需要予測を簡素化※することができ**ることとなっている。

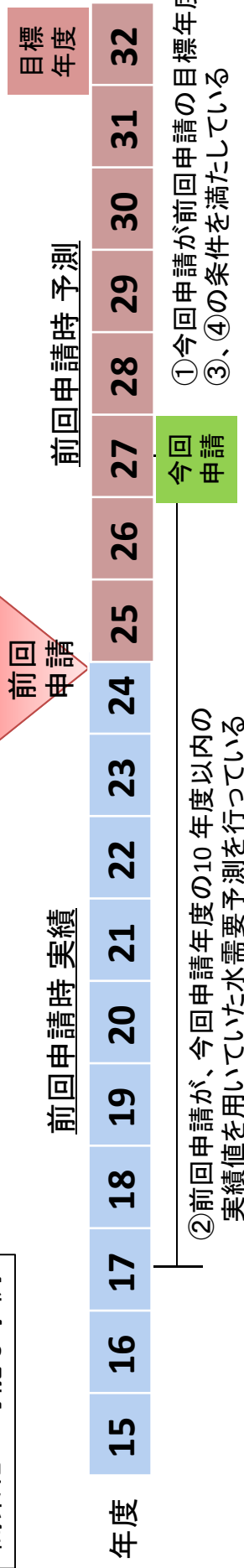


※「簡素化」とは、前回の確認等の水需要予測の結果を用いることをいう。

## 水需要予測の簡素化の要件

- ① 申請年度が前回の事業認可、届出又は国庫補助金交付に係る事業評価における目標年度を超えていない。
- ② 前回の確認等において今回申請年度の10年度以内の実績値を用いて水需要予測を実施している。
- ③ 前回の確認等から給水能力の変更を伴う施設整備がない。
- ④ 交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画に係る状況が前回の認可から変化がない、従前の水需要予測と現状の実績に乖離が見られないなど前回の確認等から水道事業を取り巻く社会経済状況に変化がない。

## 簡素化が可能な事例



# 給水区域の拡張における水需要予測の簡素化

## ケース1：未普及区域への拡張

既存給水区域（認可給水人口：8万人）

現在給水人口：5万人

従前の予測人口：5万人 → 従前の予測が適当（ケース①）

従前の予測人口：7万人 → 従前の予測が不適當（ケース②）

未普及区域への拡張

現在給水人口：2千人

将来人口は不明

企業立地等、今後水需要が増加することもあり得る。

## ケース1-①：既存給水区域簡素化要件合致

＋未普及区域への拡張

拡張区域の水需要を満足する供給能力を有するか確認する必要があるため、**拡張区域のみ水需要予測が必要**

## ケース1-②：既存給水区域簡素化要件不適合

＋未普及区域への拡張

区域全体の水需要予測が実績と乖離しているなど、水道事業を取り巻く社会経済状況に変化があり、水道事業の適正を確保するため、**区域全体の新たな水需要予測が必要**

## 提案者事例

### ケース2：隣接事業者の一部編入

既存給水区域（認可給水人口：8万人）

現在給水人口：5万人

従前の予測人口：5万人 → 従前の予測が適当（ケース①）

従前の予測人口：7万人 → 従前の予測が不適當（ケース②）

隣接事業者の一部区域を編入

現在給水人口：2千人

従前の予測人口：2千人 → ア

従前の予測人口：5千人 → イ

隣接事業者

## ケース2-①：既存給水区域簡素化要件合致

＋近隣事業者の一部区域編入

(ア) 既存区域・拡張区域ともに簡素化の要件を満たしている場合は、**新たな水需要予測は不要**

(イ) 拡張区域が簡素化の要件を満たしていない場合は、**ケース1-①と同様、拡張区域のみ水需要予測が必要**

## ケース2-②：既存給水区域簡素化要件不適合

＋近隣事業者の一部区域編入

区域全体の水需要予測が実績と乖離しているなど、水道事業を取り巻く社会経済状況に変化があり、水道事業の適正を確保するため、**区域全体の新たな水需要予測が必要**（※拡張区域が簡素化の要件を満たしている場合は、既存区域のみ水需要予測を実施することも可）

提案者事例では、「従前の予測と現状の実績に乖離が生じている」状況であり、ケース2-②に該当